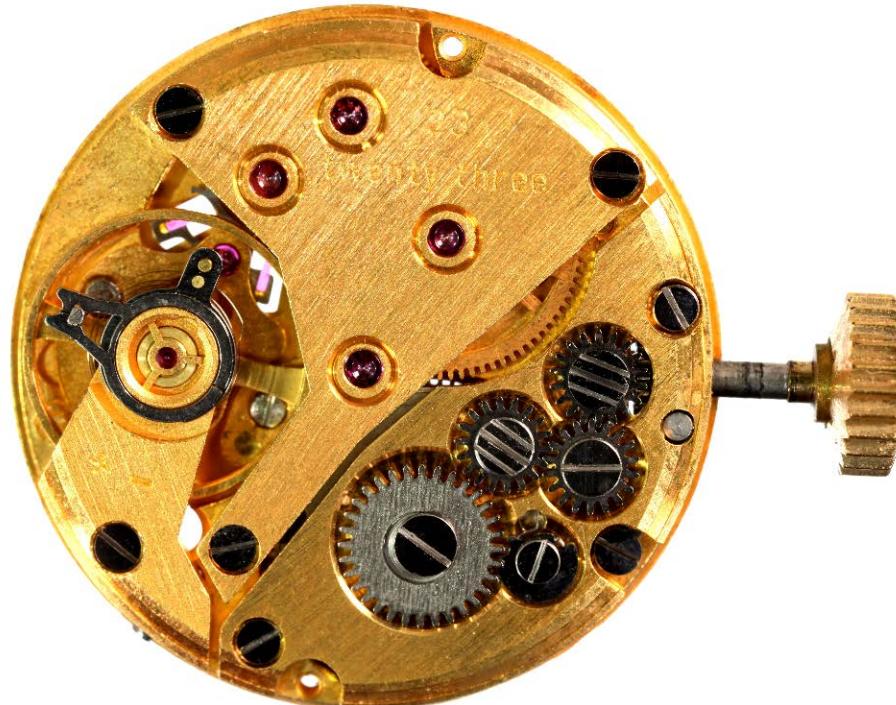


本資料(参考和訳)は、Deloitteが2020年2月4日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。



**IFRS第17号における期中報告は緩和されたが、企業結合に係る処理は依然として理解が困難である  
IASB がIFRS第17号の修正における第2ラウンドを承認**

# 目次

- 2020年1月30日IASB会議のハイライト
- IASB審議内容と決定事項の詳細分析
- 次のステップ

# 2020年1月30日IASB会議のハイライト

- IASBは、**IFRS第17号の発効日に関するIASBの審議および投票**について、IFRS第17号の修正に関する全ての決定が終わった後、**2020年3月16日の週**に実施することを発表した。
- IASBは、**期中財務諸表**に関するIFRS第17号B137項の要求事項を修正し、報告企業レベルでの会計方針の選択として当該要求事項を適用できる旨を**13対1の賛成多数**で決定した。
- IASBは、以下の事項について審議し、**全会一致で承認**した。
  - (企業結合／合併買収等を通じて取得した) **発生保険金に係る負債**の取得者は、**当該負債を残存カバーに係る負債**として会計処理する要求事項を変更せず維持する。完全遡及適用が実務上不可能な場合にのみ、発行者の財務諸表と同一の分類を維持するという修正を**確認**する。
  - 経過措置の規定を修正し、**保険獲得キャッシュ・フロー**の会計処理に係る要求事項を追加する。
  - 保険契約の定義を満たす**一部のクレジットカード契約**について、IFRS第17号から**範囲除外**とする旨を確認し、この範囲除外を、**信用払いまたは決済手段**を提供する他の契約にまで拡張することに合意する。範囲から除外されたクレジットカードに関連する保険要素については、「逆アンバンドリング」を導入する。
  - 移行時のリスク軽減オプションの遡及適用**を企業に**禁止**する要求事項について、IASBは、EDにおける現行のアプローチを**13名の賛成**（1名は棄権）で確認した。

# 期中財務諸表 概要

- IFRS第17号B137項は、過去の期中財務諸表で行われた会計上の見積りについて、企業がその後の期中財務諸表または事業年度において IFRS第17号を適用する際、取扱いを変更しないことを要求している。これは、IAS第34号「期中財務報告」を適用した場合の会計上の見積りとは異なる会計処理である。IAS第34号は、企業の報告の頻度が年次の経営成績の測定に影響してはならないと要求している。
- 以下は、IFRS第17号B137項を適用したアジェンダ・ペーパー2Dの設例、およびB137項を適用しない場合におけるIAS第34号に関するデロイトの解釈である。
  - 1年目の期首に、企業Aおよび企業Bは、同じ2年間の保険契約を発行する。保険料はCU100、予想保険金はCU50、契約上のサービスマージン（CSM）はCU50である。CSMはカバー単位に基づいて定額法で配分される。
  - 1年目の第4四半期に、企業Aおよび企業Bは予想を変更し、当該時点では、CU30の追加保険金が2年目に発生すると見込んでいる。
  - 以下の表は、期間毎にIFRS第17号B137項を適用する各企業によって、純損益に認識されたCSMを示している。

純損益に認識された契約上のサービス・マージン（CSM）	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1年目	1年目の期末のCSM残高
企業A（四半期報告をB137項に従って実施）	6.25	6.25	6.25	0.25	19.00	1.00
企業B（年次報告のみを実施）					10.00	10.00
B137項を適用しない場合の代替案—デロイトの見解	6.25	6.25	6.25	(8.75)	10.00	10.00

# 期中財務諸表 概要

- IASBは、IFRS第17号B137項で規定される期中財務諸表に係る要求事項を修正し、企業に以下の事項を要求するというスタッフ提案に13対1の賛成多数で合意した。
  - 過去の期中財務諸表で行われた会計上の見積りについて、企業がその後の期中財務諸表または事業年度においてIFRS第17号を適用する際、取扱いを変更するか否かについて会計方針の選択を行う
  - 会計方針の選択は報告企業レベルで行う。すなわち、発行した保険契約および保有している再保険契約の全てに対して適用する

# 期中財務諸表

## スタッフの分析および提案

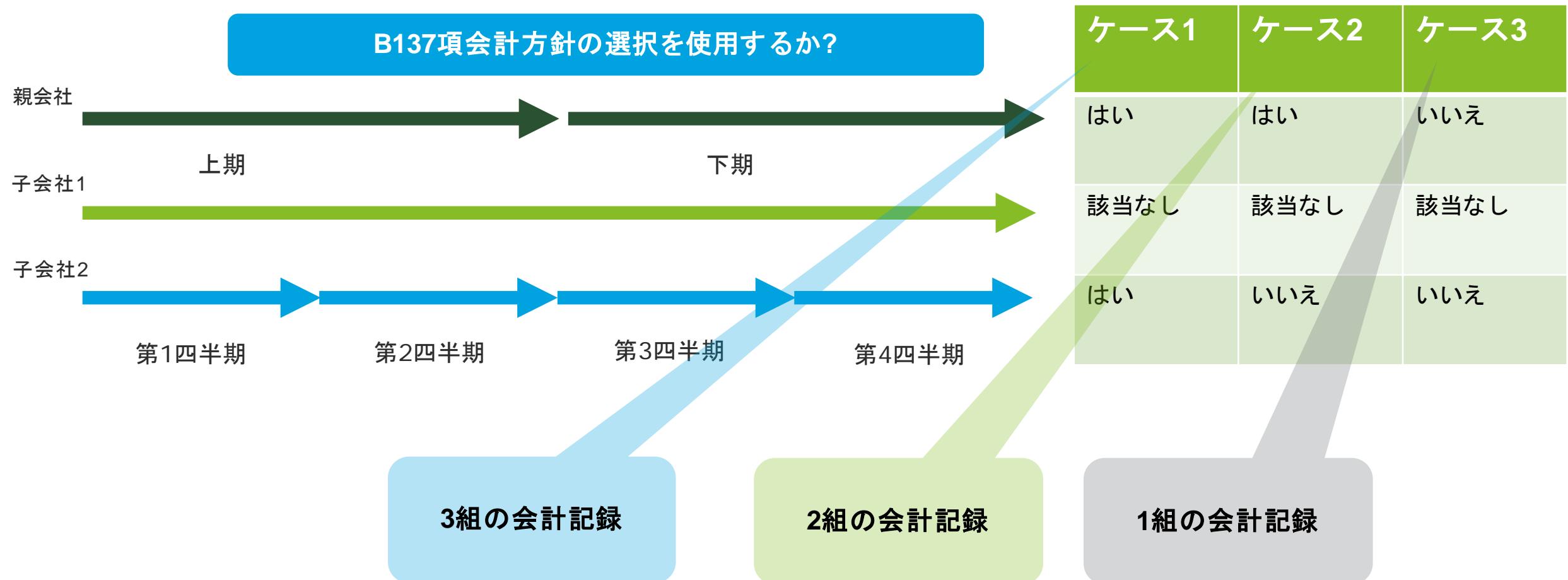
### スタッフの分析および提案

- IFRS第17号B137項の要求事項にフィードバックを提供したコメント提出者のほとんどは、当該要求事項の適用に懸念を表明した。これらのコメント提出者は、IFRS第17号B137項の要求事項について、以下の通りコメントしている。
  - 報告頻度が異なる企業間の**比較可能性が現在は確保されていない**
  - 特に連結グループ内の企業間で報告頻度が異なる場合は、**実務上、重大な負担が高まることになる**
  - 現在は年度累計ベースで期中財務諸表を作成している企業にとって、IFRS第17号B137項の要求事項は、既存の保険会計実務を根本的に変える結果をもたらすため、適用上の大きな課題となる
  - IAS第34号の適用目的上、保険数理の仮定を期中で完全に更新する企業は多くないため、**有用な情報がもたらされない**
- 2019年11月のIASB会議において、スタッフは、アウトリーチ活動およびコメント・レターのフィードバックから、IFRS第17号B137項の要求事項の適用に係るコストと便益のバランスについて、追加情報を識別した。スタッフは、IFRS第17号B137項の導入および適用に要するコストの主な発生要因は、企業が、以下を実施しなければならないためと考えた。
  - 2通りの会計上の見積りを維持する
  - 期中財務諸表に係る従来の保険会計実務を年度累計ベースから期間ベースに変更する

# 期中財務諸表

## 会計上の見積りに係る会計方針の選択

- 親会社は半期財務諸表で報告しているが、ある子会社は年次で報告し、また別の子会社は四半期で報告している。（これは、各地域の規制当局が、当該地域の市場で事業を行う全ての保険者に対して、IAS第34号に基づく財務報告を要求しているためである）



# 期中財務諸表

## 検討された他のアプローチ

- スタッフは、IFRS第17号B137項の要求事項に関連して、関係者から提起されたその他のアプローチを検討した。

### a) IFRS第17号B137項を削除する

しかし、当該要求事項を削除する場合、要求事項を遵守するために既に実施されたシステムおよびプロセスの開発のための作業を再度実施しなければならない企業にとっては、その適用を過度に混乱させる可能性がある。

### b) 連結レベルの報告頻度に基づく保険契約の会計処理を子会社に認める

しかし、スタッフは、このアプローチでは、財務諸表の作成者および利用者の双方にとって、複雑性が増大し、企業間の比較可能性が低下すると結論付けた。

# 決済期間において取得した契約 概要

- IFRS第17号は、企業結合またはポートフォリオの移転で契約が取得／移転される前に発生した保険金の決済に係る負債を、**残存カバーに  
係る負債**として会計処理することを企業に**要求**しているため、取得企業は、将来の期間に保険収益を認識することになる。
- 公開草案「IFRS第17号の修正」は、経過措置に係る要求事項について、以下のように修正することを提案している。
  - **修正遡及アプローチ**（MRA）の適用企業に対して、完全遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を有していない場合は、契約の取得／移転前に発生した保険金の決済に係る負債を、発生保険金に係る負債として分類することを**要求**する。
  - **公正価値アプローチ**（FVA）の適用企業に対して、当該負債を発生保険金に係る負債として分類することを**選択**できる**救済措置**を提供する。
- IASBは、IFRS第3号「企業結合」の範囲に含まれる企業結合または事業を構成しない保険契約の移転においては、決済期間において取得した保険契約に関するIFRS第17号の要求事項を**変更せずに維持することを全会一致で承認した。**

## 決済期間において取得した契約 スタッフの分析および提案

- 以下は、アジェンダ・ペーパー2Cの設例にデロイトの分析を加えたものである。

ある企業は、決済期間において保険契約を取得する。取得日における状況は以下の通りである。

- 予想保険金 CU300
- 加算 リスク調整 CU50
- 減算 受領した対価 CU370
- CSM CU20

事象が予想通りに発生したと仮定する場合、IFRS第17号の適用により、以下の金額を純損益に認識する。

純損益	親会社／取得者の財務諸表	企業結合により取得した契約子会社の財務諸表	ポートフォリオの移転により取得した契約発行者の財務諸表
保険収益	370	0	0
保険サービス費用	(300)	0	(20)
<b>保険サービス損益</b>	<b>70</b>	<b>50</b>	<b>(20)</b>

決済期間において取得した保険契約から認識される保険収益は、取得時に企業が受け取る対価と等しい。

# 決済期間において取得した契約 デロイトのコメント

## デロイト・コメント・レター

- **デロイトの見解：**「デロイトは、EDの提案を支持するが、この免除規定は移行時にのみ適用可能であり、かつ、企業が完全遡及アプローチに関する合理的で裏付け可能な情報を有していない場合にのみ適用可能であると考える。」
- **デロイトの提案：**「デロイトは、この懸念に対応するために、IASBが、企業結合において取得した契約に係る不確実な保険金の決済に関連する残存カバーに係る負債の利得の表示について、保険収益ではなく、保険サービス費用の項目における利得として表示することを要求すべきであると提案する。デロイトの見解では、この提案は、保険金の最終的なコストの確定期間にわたり、当該負債および関連するCSMの測定の原則を反映するものであるが、企業結合において当該契約に配分される対価の経済的性質をより反映し、期間および企業の間における比較可能性を改善するものである。」
- デロイトが提案する会計処理を適用する場合、以下の金額が純損益に認識される。

損益		CU
保険収益		0
保険サービス費用	70 <sup>A</sup>	
保険サービス損益		70

**A:** 保険金実績額  
決済期間において保険契約  
から生じた利得

CU300  
CU370  
CU 70

このうち、リスク調整  
(RA) はCU50であり、  
CSMはCU20である

この会計処理により、決済期間において取得した契約は、移行日前に取得した契約であっても、移行日後に取得した契約であっても、**同じ方法で処理される。**

## 決済期間において取得した契約 デロイトのコメント（続き）

- IFRS第17号の適用開始日において、保険者の財務諸表では、決済期間における負債を最大3種類、開示しなければならない。

発行した保険契約の発生保険金に係る負債（LIC）（CSMなし、将来の保険収益なし）	完全な修正再表示が実務上不可能な時点よりも前の期間に取得したLIC（CSMなし、将来の保険収益なし）－修正遡及アプローチ（MRA）に基づく残高	完全な修正再表示が実務上不可能な時点よりも前の期間に取得したLIC（CSMなし、将来の保険収益なし）－公正価値アプローチ（FVA）に基づく残高	完全な修正再表示が実務上可能な過年度 <sup>1</sup> に取得したLIC（CSMあり、将来の保険収益あり）－これは、将来の全ての取得にも当てはまる。
---	---	---	--

- これらの保険契約が同じグループに含まれると主張することは難しい可能性がある
- この決定に伴い、LICの取得が完了すれば、ある年度において、被買収子会社・基礎となる契約を発行した会社で保険収益が認識されず、取得者が発行した契約からの保険収益が減少する場合でも、当該同一年度における取得企業の保険収益は年々増加する可能性がある。
- 保険収益が別々の修正再表示アプローチから生じる場合を除いて、スタッフ・ペーパーでは、種類が異なる保険収益の区分開示は提案されていない
- CSMを伴うLICも不利になる可能性がある。このようなLICの損失要素は、親会社の財務諸表にのみ表示される
- 購入した再保険契約の取扱いは異なる。取得日後に子会社が購入したLICで、出再者が正味費用を負担する場合のストップ・ロスを考えると、以下の通りになる。
  - 子会社の財務諸表では、再保険契約による保護が過去の保険事象に対するものであるため、正味費用は純損益で認識される。
  - 親会社の財務諸表では、再保険契約による保護が将来のカバー期間に対するものであるため、正味費用は繰り延べられ、その償却額が純損益で認識される。

## 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産—経過措置および企業結合 移行日におけるIACF資産の認識

- 保険獲得キャッシュ・フロー（IACF）に係るEDの修正案では、移行日におけるIACF資産の認識および測定の方法が明確にされていないというコメント提出者のフィードバックに対応して、IASBは本会議で、IFRS第17号を修正し、以下に係るガイダンスを提供する旨のスタッフ提案に同意した。
  - IACF資産の移行日における認識
  - 取得した契約に係るIACF資産の移行日における認識
  - 移行日における減損テストに係る留意事項

### **IACF資産の移行日における認識**

#### 完全遡及アプローチ

- IASBは、IFRS第17号を修正し、IFRS第17号が常に適用されていたかのように、移行日において、IACFに係る資産を識別、認識、測定することを企業に要求する旨、同意した。
- 企業がIFRS第17号を遡及適用することが実務上不可能な場合に、かつ、その場合にのみ、企業は移行日において、修正遡及アプローチ（MRA）または公正価値アプローチ（FVA）のいずれかを適用して、IACFに係る資産を測定することを要求される。

# 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産—経過措置および企業結合 移行日におけるIACF資産の認識（続き）

## 修正追溯及アプローチ

- IASBは、**IFRS第17号を修正**し、企業に以下を要求することに**同意した**。
  - a) 企業が遡及アプローチを適用するための合理的かつ裏付け可能な情報を有していない場合にのみ、以下の(b)および(d)における修正を使用することを企業に**認める**。
  - b) 移行日現在で利用可能な情報を使用し、以下の方法でIACFに係る資産を測定する。
    - i. 移行日前に支払ったIACFの金額を識別し、移行日前に存在しなくなった契約に関連する金額を除外する
    - ii. 上記(b)(i)で識別した金額を、企業がその後に適用する規則的かつ合理的な配分方法と同一の方法で、以下に配分する。
      - (a) 移行日において認識されている保険契約グループ
      - (b) 移行日後に認識されると見込まれる保険契約グループ
  - c) 移行日において認識されている保険契約グループのCSMの測定を、上記(b)(ii)(a)を適用して算定したIACFの金額を控除することによって修正する。この会計処理は、当初認識時に保険契約グループのCSMを測定する会計処理と整合的である。

# 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産—経過措置および企業結合 移行日におけるIACF資産の認識（続き）

## 修正遡及アプローチ（続き）

- d) 移行日後に認識されると見込まれる保険契約グループについて、(b)(ii)(b)を適用して算定された金額でIACFに係る資産を認識する。IACFに係る資産は、それが配分される保険契約グループを企業が認識する際に、CSMの測定に含まれる。
- e) 上記(b)から(d)までの修正を適用するために必要な合理的かつ裏付け可能な情報が存在しない場合は、修正遡及アプローチ（MRA）を以下のように適用する。
  - i. 移行日において認識されている保険契約グループのCSMの修正をゼロとする
  - ii. 移行日後に認識されると見込まれる保険契約グループについてのIACFに係る資産をゼロとする

## 公正価値アプローチ

- IASBは、**IFRS第17号を修正**し、以下の権利を獲得するために負担するであろうIACFを企業が移行日において支払っていない場合、移行日に企業が負担するであろう金額として測定したIACFに係る資産の認識を要求することに**同意した**。
  - a) 移行日までに組成されたが移行日において未だ認識されていない保険契約の保険料からIACFを回収する権利
  - b) 企業が既に支払ったIACFを再び支払うことなく、移行日後に、予想される更改を含む将来の契約を獲得する権利

# 保険獲得キャッシュ・フローに係る資産—経過措置および企業結合 追加修正

## 保険契約の移転および企業結合

- スタッフは、取得日において、IACFIに係る資産は、既に支払ったIACFを再び支払うことなく、移行日後に将来の契約を獲得する取得者の権利を表すと考えた。したがって、取得企業は、IFRS第3号「企業結合」を適用して認識された無形資産とは別に、IACFIに係る資産を認識しなければならない。
- IASBは、**IFRS第3号およびIFRS第17号を修正し**、取得した契約について、**取得日の公正価値**で測定したIACFIに係る資産を別個の資産として認識することを企業に要求する旨、同意した。

## 減損テスト

- IASBは、IFRS第17号への移行に際し、移行日に認識されているIACFIに係る資産については、回収可能性を評価する要求事項を企業が遡及適用する**必要がないことを明確化**した。

## 経過措置－リスク軽減オプション 移行日から将来に向かっての適用

- IASBは、関係者が提案した「オール・オア・ナッシング（All or Nothing）」のアプローチについて検討した。当該アプローチでは、IFRS第17号B116項の要求事項を満たす全てのリスク軽減関係に対して、リスク軽減オプションを適用する場合、かつその場合にのみ、リスク軽減オプションの適用が企業に認められる。
- しかし、スタッフがアジェンダ・ペーパーで指摘する通り、「オール・オア・ナッシング（All or Nothing）」のアプローチの適用条件の充足は高いハードルであるため、ほとんど全ての状況において、当該アプローチは実務上不可能であろう。
- IASBの投票の結果、リスク軽減オプションの遡及適用の禁止を変更せずに維持することについて、13名が賛成し、1名が棄権した。

## 一部のクレジットカード契約のIFRS第17号からの範囲除外

逆アンバンドリングは、IFRS第17号の範囲外の全てのクレジットカードに適用される

- スタッフは、クレジットカード契約の契約条件の一部として、企業が顧客に保険カバーを提供する場合、以下の要求事項を追加することを提案した。当該企業には、以下が要求される。
  - 1) 保険カバー要素を分離し、それにIFRS第17号を適用する
  - 2) クレジットカード契約のその他の構成要素に、他の適用されるIFRS基準（IFRS第9号など）を適用する
- これは「逆アンバンドリング」の一形態であり、取引はIFRS第17号の範囲から除外されるものの、全ての場合において、その保険要素は強制的に分離され、IFRS第17号の適用対象となる。
- また、この方法では、IFRS第9号で会計処理されるクレジットカードから、より変動性の高い保険キャッシュ・フローが分離されるため、IFRS第9号におけるSPPIテストが普通に充足される可能性もある
- IASBは、スタッフの提案に同意し、一部のクレジットカード契約のIFRS第17号からの範囲除外について、全会一致で承認した。この暫定決定には、一部のクレジットカードにおける保険カバーを分離し、それにIFRS第17号を適用するという変更案（すなわち、範囲除外に係るED提案からの修正）を含む。
- 更にIASBは、クレジットカードに類似した信用払いまたは決済手段を提供する他の契約が、IFRS第17号の範囲除外の規準を満たす場合、当該契約に範囲除外を拡張することに合意した。

# 一部のクレジット・カード契約のIFRS第17号からの範囲除外 デロイトのコメント

## デロイト・コメント・レター

- **デロイトの見解：**「デロイトは、保険カバーを提供するクレジットカード契約は、EDに記載された理由により、IFRS第17号の範囲から除外されるというEDの提案を支持する。」
- **デロイトの提案：**「... デロイトは、取り決めをIFRS第17号から範囲除外するという修正に留め、どのIFRS基準が適用されるかについては言及しないことを提案する。これにより、クレジットカード契約を構成する**保険要素に付随する負債**および**金融商品要素**は、**最も適切なIFRS基準に基づいて会計処理されることが確実となる**(...)。」

デロイトは、範囲が**クレジットカード契約および類似した決済手段を提供するカード契約**に言及し、結論の根拠において、金融機関によって構築される信用関係または（購入者が購入代金を前払いする場合に）購入者によって構築される信用関係のもとで購入される財およびサービスに関する**保険リスク**に対して、当該範囲が救済措置の提供を意図していると説明することを提案する。」

## 次のステップ

- IASBは、残りの論点について、2020年2月のIASB会議（2月24日の週）で投票を行う。 残りの論点は以下の通りである。
  - [EDにない項目]集約レベル一部の特定の保険契約（相互扶助特性のある契約）に係る年次コホート
  - 投資サービスに帰属するCSM—直接連動有配当保険契約以外の保険契約のカバー単位、開示および用語法
  - FVTPL非デリバティブ金融商品に対するリスク軽減オプションの適用可能性
- スタッフは、IFRS第17号の発効日およびIFRS第4号におけるIFRS第9号「金融商品」の一時的免除の延長の提案に係るIASB向けページを、2020年3月のIASB会議（3月16日の週）で審議する予定であると発表した。
- スタッフは、IASBの計画通りに審議は進んでおり、2020年半ばまでに修正の最終版が公表される予定であるとした。

# コンタクトの詳細

## Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or [fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)

## Keep connected on IFRS Insurance:

- [Follow](#) my latest  posts @ francesco -nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at [www.deloitte.com/i2ii](http://www.deloitte.com/i2ii) to your internet favourites



## About Deloitte Global

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee ("DTTL"), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as "Deloitte Global") does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more about our global network of member firms.

Deloitte provides audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. Deloitte serves over 80 percent of the Fortune Global 500® companies through a globally connected network of member firms in more than 150 countries and territories bringing world-class capabilities, insights, and high-quality service to address clients' most complex business challenges. To learn more about how Deloitte's approximately 286,000 professionals make an impact that matters, please connect with us on [Facebook](#), [LinkedIn](#), or [Twitter](#).

## About Deloitte China

The Deloitte brand first came to China in 1917 when a Deloitte office was opened in Shanghai. Now the Deloitte China network of firms, backed by the global Deloitte network, deliver a full range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. We have considerable experience in China and have been a significant contributor to the development of China's accounting standards, taxation system and local professional accountants. To learn more about how Deloitte makes an impact that matters in the China marketplace, please connect with our Deloitte China social media platforms via [www2.deloitte.com/cn/en/social-media](http://www2.deloitte.com/cn/en/social-media).

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively the "Deloitte Network") is by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this communication.

© 2020. For information, contact Deloitte China.



デロイトトーマツ

デロイトトーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人及びデロイトトーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツ グループWebサイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーフームのネットワークを通じFortune Global 500® の8割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフーム及びそれらの提携法人のひとつ又は複数を指します。DTTL(又は"Deloitte Global")及び各メンバーフーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港及びマカオを含む)、フィリピン及びベトナムでサービスを提供しており、これらの各国及び地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成又は発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点での有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2020. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.



IS 669126 / ISO 27001

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited